

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等の訂正表(第3回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後	備考
168	入札説明書	24	17	項目別内訳	684, 100千円	638, 000千円	質問回答(第2回)No.126、訂正表(第3回)No.169及びNo.171をあわせてご参照ください。
169	(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	3	5	第1.2.表1. 事業費の内訳	既存建物等の解体撤去費用 既存建物の解体に要する設計費及び建設工事費	既存建物等の解体撤去費用: 既存建物等の解体撤去に要する設計費 既存建物等の解体撤去に要する建設工事費(土壤汚染対策費用を除く。)	質問回答(第2回)No.126及び訂正表(第3回)No.171をあわせてご参照ください。
170	(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	3	7	第1.2.表1. 事業費の内訳	施設整備業務に係る以下の費用: 設計費(埋蔵文化財調査費用等、必要な調査費用を含む。) 建設工事費(必要な調査費用を含む。)	施設整備業務に係る以下の費用: 設計費(埋蔵文化財調査費用等、必要な調査費用を含む。) 建設工事費(土壤汚染調査費用等、必要な調査費用を含む。)	
171	(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	3	36	第1.2.表1. 事業費の内訳	※ 福利厚生サービス提供業務は、独立採算により実施することとし、これに係る費用は事業費に含まない。 ※ レイアウト変更対応業務費は、業務量の実績に応じた対価を支払う。 ※ 表中にある「消費税等」とは、消費税及び地方消費税をいう。	※ 福利厚生サービス提供業務は、独立採算により実施することとし、これに係る費用は事業費に含まない。 ※ 土壤汚染対策費用は、実績に応じた対価を支払う。 ※ レイアウト変更対応業務費は、業務量の実績に応じた対価を支払う。 ※ 表中にある「消費税等」とは、消費税及び地方消費税をいう。	質問回答(第2回)No.126をあわせてご参照ください。
172	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	16	10	第3節_9_(2)	既存建物等において、一次審査通過者に対して提示する【参考資料 2-10】「アスベスト及びPCB調査報告書」に示す範囲以外にアスベストが含有されていることを確認した場合は、国と協議の上、適切に処理を行うこととする。	既存建物等において、一次審査通過者に対して提示する【参考資料 2-10】「アスベスト及びPCB調査報告書」に示す範囲以外にアスベストが含有されていることを確認した場合は、国と協議の上、適切に処理を行うこととする。なお、【参考資料 2-10】「アスベスト及びPCB調査報告書(添付10 純縁油中PCB分析)」に示す基準値を超える低濃度ボリ堆化ビフェニル汚染物が確認された純縁油を含む機器は、事業契約締結までに処分を完了する予定である。	
173	(添付2-1)本事業の業務内容及び国が実施する業務内容	-	-	施設整備業務 既存建物等	本事業 既存建物等解体撤去(～令和5年12月)	本事業 既存建物等解体撤去(※1)(～令和5年12月) ※1:汚染土が確認された場合は、その処分を含む。	